

カーボン・オフセット制度の今後のあり方について（案）

平成 23 年 11 月 21 日
日本カーボン・アクション
プラットフォーム（JCAP）

平成 23 年 11 月 21 日に開催した日本カーボン・アクションプラットフォーム（JCAP）会合に先立ち実施した調査結果を踏まえ、現行のカーボン・オフセット制度に対する関係地方自治体の主要な要望・意見を整理すると、以下のとおり。

1. J-VER 制度の改善について

(1) 中小規模プロジェクトの申請を容易にする制度設計

現行の J-VER 制度は、厳格な審査等による品質の維持等の効果は認められるものの、経費や制度設計の点で小規模プロジェクトに十分対応できない懸念がある。社会的認知が進んでいる J-VER 制度が活用できるよう、中小規模のプロジェクトの申請が行いやすい制度改正や、算定・検証費用の低減化等を検討すべき。

現行のモニタリングや検証に係る費用の支援を今後も継続していただきたい。また、地方の中小企業等ではコンサルティング業者や窓口等に提供するデータの準備や相談等を行う余裕もない状況であり、取り組みやすい支援内容に改善願いたい。

(2) 制度規則等の改正周知の実施

制度規則等の変更についてプロジェクト側に連絡がないため、プロジェクト実施に支障をきたす場合があるので、改善願いたい。

(3) 方法論の改善

森林吸収プロジェクトの「永続性の確保」、「利害関係者との調整」、「追加性」について、現実的には森林施業計画内に多数の小規模森林所有者がいるためプロジェクト化が困難な案件が多いことから、簡略化・明確化をお願いしたい。

一定の認証基準を設けることで、制度に対する高い信頼の確保と市場流通可能なクレジットの創設を可能にしたが、他方で、対象メニューの限定等、参加機会も減少したのではないかと。

(4) 都道府県 J-VER の温対法上の調整後排出量への活用

都道府県 J-VER 制度のクレジットも、算定・報告・公表制度における「調整後排出量カウント」に用いることができるよう、改善されたい。

(5) 地方自治体によるクレジット償却禁止の緩和

地方公共団体の国等に対する寄附制限により、地方公共団体が購入したクレジットの政府償却口座への移転が実質的に禁止されていることから、特例的に認める仕組みを創設してほしい。

2. カーボン・オフセットの活性化について

(1) カーボン・オフセットの普及啓発の推進

カーボン・オフセットについて市民や企業等の認識、理解が進んでおらず、自治体間の温度差も大きい。関連情報を積極的に公開・共有し、マスメディアも活用して市民や事業者にはわかりやすい普及啓発を積極的に行うことにより、市民、企業等への認識向上を図ること。

簡単な手続きで使えるロゴがあれば、クレジット使用の機運上昇につながるため、製品等以

外でもクレジットを使っている者同士が一体感をもって使えるロゴ等を検討してほしい。

(2) 市場の整備

事業者や地方自治体のクレジット販売の多大な労力や経費を軽減するため、大手食品会社が実施しているマッチング・ホームページ・プラットフォームのように、マッチングの自治体プラットフォームを整備するべきではないか。

グリーン購入法の特定調達品目に、具体的なオフセット認証ラベル付商品を位置付けること。

(3) 人材育成の推進

制度を熟知した人材を各種業界団体に育成し、プロジェクト実施者が気軽に相談できるような体制づくり（相談員講習認定制度）を各地で進めていただきたい。

(4) 都道府県 J - V E R 制度の広域化について

現行の都道府県 J - V E R 制度は、運営経費等、単独県での運営は容易ではない。J - V E R 制度に複数の地方自治体が共同で取り組み、共通の制度と共通の審査を行えば、効率的な運営が可能であるが、実際には、独自のクレジット制度も始まるなど J - V E R 制度の広域化には課題も多いことから、連携体制の構築、各自治体職員の研修、共同事業の自立に向けた計画作りなど、J - V E R 制度の広域化に取り組む地方自治体への支援が必要。

3 . 2013 年以降の J - V E R 制度のあり方について

(1) 2013 年以降の制度の存続

J - V E R 制度は、地方自治体が地域の温暖化対策を進める上で、農村と都市の連携にも活用できる魅力的なツールであり、早急に、今後のあり方を明確にしてほしい。

第 1 約束期間以降の日本の国際的な約束のあり方如何に拘わらず、J-VER 制度の森林吸収量認証制度は、何らかの形で継続すべきである。排出削減プロジェクトについても、国内クレジット制度との整理・統合の検討は必要であるにせよ、何らかの形で継続すべきである。

継続する場合には、他制度のクレジットとの互換性を持たせるよう工夫するとともに、クレジットの二重利用を防ぐための統一的な登録簿の整備や、クレジットの売却方法の確保を優先していただきたい。

(2) 国内クレジットとの整理・統合について

J - V E R 制度と国内クレジット制度は、中小企業等の省エネ取組を目指すという点では似通っており、その他の目的でも国内クレジットが活用され始めるなど両者の境界が曖昧になる一方、手続きや対象プロジェクトに差があるなど、事業者にとって複雑でわかりにくいことから、市場メカニズムを活用した事業者の取組を推進する観点から、両制度の統合又は棲み分けの明確化を図る必要がある。

両制度の統合を図る場合には、両制度が対象としてきた異なる分野の取組が損なわれることがなく、今後の取組の発展が明らかになるよう、両制度のクレジットの信頼性の互換や価格の違いなどにも留意しつつ、総量削減が担保されるような制度とするとともに、J - V E R 制度を活用して取組んできた地方自治体の施策・事業の継続性の担保や、地域における関係部門間の連携を促す等の措置を講ずること。

(以上)